

廃業届を必要とする場合

1 廃業届の提出について

次に該当する場合は、廃業届（書式4）の提出が必要となります。

- ① 個人事務所から法人事務所登録または、その逆の場合
- ② 登録種別（級）を変更する場合
- ③ 建築士事務所業務を廃止した場合
- ④ 開設者が死去した場合または開設者の変更になる場合（個人事務所登録の場合）
- ⑤ 開設者に対し破産手続開始の決定があった場合
- ⑥ 開設者である法人が合併により開催した場合
- ⑦ 開設者である法人が5及び6以外の事由により解散した場合

2 提出者及び提出期日について

廃業理由	提出者	提出期日
①・②・④	開設者	新規登録申請時
③	開設者であった者	事務所閉鎖後 30日以内
④（開設者死去）	相続人	
⑤	破産管財人	
⑥	法人の役員であった者	
⑦	精算人	

3 添付書類

建築士事務所登録通知書【原本】及び登録申請書【副本】を添付ください。

4 提出先

（一社）熊本県建築士事務所協会

〒862-0976 熊本県熊本市中央区九品寺4丁目8-17 熊本県建設会館別館2F

TEL：096-371-2433 FAX：096-371-2450

5 留意事項

- ・廃業届の提出を怠った場合、建築士法第26条に基づく監督処分の対象となる場合があります。
- ・廃業届には押印不要となります。
- ・どのような理由であれ、上記提出者以外の提出は受理できません。
- ・後日「抹消通知書」を送付いたしますが、郵送及びオンラインで申請される際は、送付先住所を教えてくださいよう願います。

(一級
 二級) 建築士事務所廃業届

下記建築士事務所は、() のため廃業いたしましたので
関係書類を添え、建築士法第23条の7の規定に基づき届けます。

令和 年 月 日

指定事務所登録機関

一般社団法人 熊本県建築士事務所協会 会長 殿

届出者

住所

氏名 (名称及び代表者名)

1	登録年月日	令和 年 月 日
2	登録番号	第 号
3	建築士事務所の名称	
4	建築士事務所の所在地	
5	開設者氏名 (名称及び代表者名)	
受付 印		備考 ※添付書類 ①建築士事務所登録通知書【原本】 ②登録申請書【副本】